

資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限について

1 趣旨

一定の資本関係又は人的関係がある会社が同一の入札へ参加することについては、公正な入札が阻害されるおそれがあるため、実効ある競争の確保の観点から入札の参加を制限する。

2 基準

次のいずれかに該当する場合は、4に掲げる取り扱いを行うものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合は除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社という。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二社の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3 公告等への記載

制限付き一般競争入札（公募型指名競争入札を含む。以下「競争入札等」という。）の公告において、入札参加資格要件として「この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。」と規定する。

4 基準に該当する場合の取り扱い

基準に該当する者のした入札（基準に該当する者の全てが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は、入札に関する条件に違反した入札として城陽市競争入札心得（以下「入札心得」という。）第13条第14号に基づき、無効として取り扱うものとする。

ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとする。

5 留意事項

入札参加者の関係が基準に該当する場合に、本事項を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、入札心得第8条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。なお、基準に該当するか否かを問わず、入札参加者間において当該入札に関して相談を行うことは、上記の場合を除いて、従来どおり入札心得に則して厳正に対応していくこととする。

6 調書の提出

上記に該当する城陽市内に本社、本店を有する会社（市内業者）については、指名競争入札参加資格審査申請時、その他の会社は各競争入札等の参加申請時に確認のため、別記様式「資本関係・人的関係調書」を提出すること。

7 適用時期

本取り扱いは、平成21年（2009年）12月1日以降に3に規定する明示を行った事業（建設工事等）から適用するものとする。

8 その他

上記6「調書の提出」に係る市内業者の平成21・22年度（2009・2010年度）の提出時期については、別途定めるものとする。